

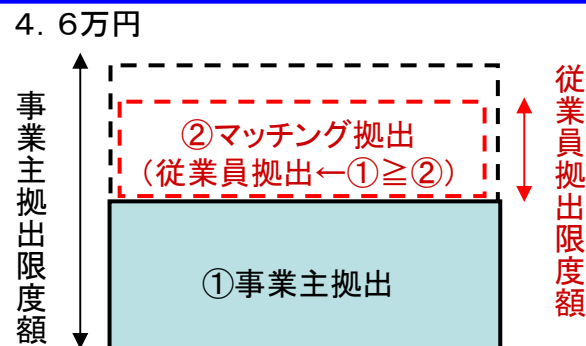
国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、企業型の確定拠出年金における加入者の掛金拠出を認める等関係法律について所要の改正を行う。

1. 確定拠出年金法の一部改正

マッチング拠出の容認

企業型の確定拠出年金における事業主の掛金拠出に加えて、加入者の掛金拠出を認める。
(拠出限度額の枠内かつ事業主の掛金を超えない範囲で認める。)

※ 拠出限度額については、5.1万円への引上げを予定。(政令改正事項)

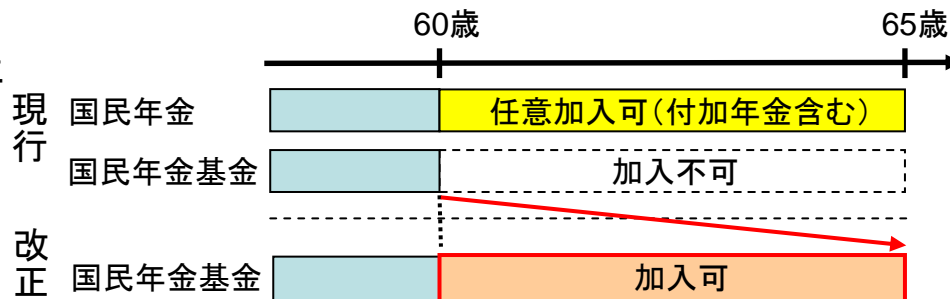


2. 国民年金法の一部改正

国民年金基金の加入年齢の引上げ

国民年金の任意加入者(加入期間を増やすために60~65歳の間任意加入した者等※)について、国民年金基金への加入を認める。

※ 65歳未満の海外居住者等を含む。



3. その他

年金基金等の委託を受け、加入員等の年金情報の収集等を行うことを連合会(※)の業務として明記する等の改正を行う。(厚生年金保険法等の一部改正)

※企業年金連合会、国民年金基金連合会

施行期日 平成22年1月1日(予定)

※ただし2については公布の日から2年を超えない範囲で政令で定める日を、3については平成23年4月1日を予定。

年金制度の体系

【企業型確定拠出年金】（確定拠出年金法）

掛金額は企業が保証するものの、従業員本人が自ら運用し将来的な給付を確保する企業年金制度。

【適格退職年金】（法人税法施行令）

企業の退職年金の積立に関し税制上の優遇が行われる制度。法令上、積立義務等はなく、受給権の保護に欠けるため、平成23年度末廃止。

【確定給付企業年金】（確定給付企業年金法）

将来的な給付額を企業が保証する企業年金制度。

【厚生年金基金】（厚生年金保険法）

将来的な給付額を企業が保証する企業年金制度。公的年金である厚生年金保険の給付も一部代行している。

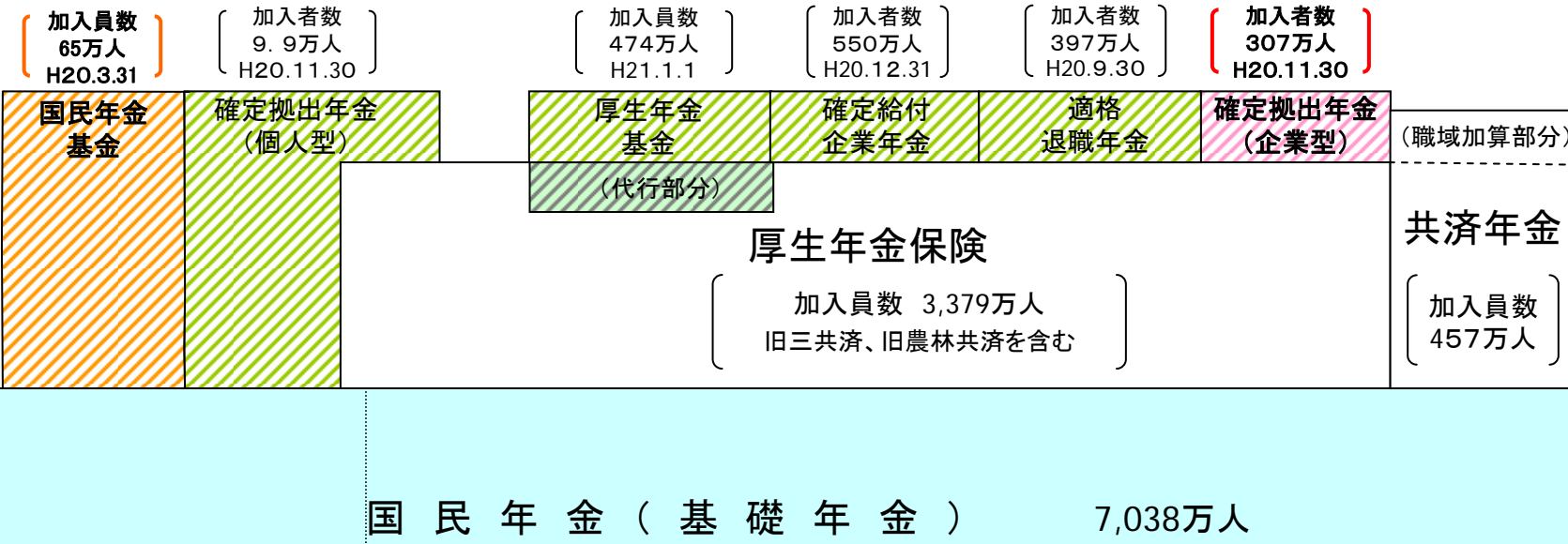
【個人型確定拠出年金】（確定拠出年金法）

自営業者や企業型確定拠出年金をやっていない企業に勤めているサラリーマンが自ら掛金を拠出・運用し、自ら給付を確保する年金制度。

【国民年金基金】（国民年金法）

自営業者が自ら掛金を拠出するが、その額に応じた将来的な給付額を国民年金基金が保証する年金制度。

※国民年金基金は、居住する地域や従事する職域に応じて設立。



第一 平成21年度改正の基本的考え方

7 金融・証券税制

また、老後に向けた資産形成を行う自助努力を促す本格的な税制の整備を視野に入れ、こうした取組みの嚆矢として、確定拠出年金について、個人拠出(マッチング拠出)を導入するとともに、拠出限度額を引き上げる。

第三 平成21年度税制改正の具体的内容

八 金融・証券税制

6 確定拠出年金制度

(1) 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出(いわゆるマッチング拠出)の掛金は、その全額を所得控除の対象とする。

(2) 確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。

	(現 行)	(改正案)
① 企業型		
イ 他の企業年金がない場合	月額 4.6万円	月額 5.1万円
ロ 他の企業年金がある場合	月額 2.3万円	月額 2.55万円
② 個人型		
・ 企業年金がない場合	月額 1.8万円	月額 2.3万円

第四 検討事項

4 企業年金、確定拠出年金等に係る税制については、年金制度改革の議論等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と自助努力による私的資産形成の状況、企業年金等における拠出の実態、各制度間のバランス及び公的年金との関連、ポータビリティ拡充に向けた環境整備の必要性、貯蓄商品に対する課税との関連等に留意して、拠出・運用・給付段階を通じた課税のあり方について抜本的な見直しを行う。この見直しと併せて、個人型確定拠出年金の対象者のあり方についても、引き続き検討を行う。